

行動計画策定指針における「食育」の推進

行動計画策定指針（抄）

（平成15年8月22日 関係7大臣連名告示）

- 一 背景及び主旨
- 二 次世代育成支援対策の実施に関する基本的な事項
- 三 市町村行動計画及び都道府県行動計画の策定に関する基本的な事項
- 四 市町村行動計画及び都道府県行動計画の内容に関する事項

1 市町村行動計画

- (1) 地域における子育て支援
- (2) 母性並びに乳児及び幼児等の健康の確保及び増進

- ア 子どもや母親の健康の確保
- イ 「食育」の推進

朝食欠食等の食習慣の乱れや思春期やせに見られるような心と身体の健康問題が生じている現状にかんがみ、乳幼児期からの正しい食事の摂り方や望ましい食習慣の定着及び食を通じた豊かな人間性の形成・家族関係づくりによる心身の健全育成を図るために、保健分野や教育分野を始めとする様々な分野が連携しつつ、乳幼児期から思春期まで発達段階に応じた食に関する学習の機会や情報提供を進めるとともに、保育所の調理室等を活用した食事づくり等の体験活動や子ども参加型の取組を進めることが必要である。

また、低出生体重児の増加等を踏まえ、母性の健康の確保を図る必要があることから、妊娠前からの適切な食生活の重要性を含め、妊産婦等を対象とした食に関する学習の機会や情報提供を進めることが必要である。

ウ 思春期保健対策の充実

エ 小児医療の充実

- (3) 子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備
- (4) 子育てを支援する生活環境の整備
- (5) 職業生活と家庭生活との両立の推進
- (6) 子ども等の安全の確保
- (7) 要保護児童への対応などきめ細かな取組の推進

2 都道府県行動計画

- (1) 地域における子育て支援
- (2) 母性並びに乳児及び幼児等の健康の確保及び増進

- ア 子どもや母親の健康の確保

イ 「食育」の推進

乳幼児期からの正しい食事の摂り方や望ましい食習慣の定着、食を通じた豊かな人間性の形成・家族関係づくりによる心身の健全育成を図るとともに、母性の健康の確保を図るために、「食育」について地域社会全体で推進する必要があることから、保健分野や教育分野を始めとする様々な分野が連携しつつ、専門的・広域的観点からの情報収集及び調査研究を進め、効果的な情報提供の体制を整備するとともに、食に関する関係機関等のネットワークづくりを進めることが必要である。

ウ 思春期保健対策の充実

エ 小児医療の充実

- (3) 子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備
- (4) 子育てを支援する生活環境の整備
- (5) 職業生活と家庭生活との両立の推進
- (6) 子ども等の安全の確保
- (7) 要保護児童への対応などきめ細かな取組の推進

5 一般事業主行動計画の策定に関する基本的な事項

6 一般事業主行動計画の内容に関する事項

7 特定事業主行動計画の策定に関する基本的な事項

8 特定事業主行動計画の内容に関する事項